

## 小松島市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 障がい者が地域において安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、本市における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障害者基本法（昭和45年法律第48号）及び障害者総合支援法（平成17年11月7日法律第123号）の規定に基づき、障がい者支援施策の基本方針となる小松島市障がい者プラン及び障がい福祉計画を策定するため、小松島市障がい者プラン及び障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者プラン及び障がい福祉計画を策定するための基本的事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) 障がい者プラン及び障がい福祉計画案の作成に関すること。
- (3) その他障がい者プラン及び障がい福祉計画の策定に当たって必要と認められること。

### (委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は障がい者施策に関し見識を有する者の内から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部介護福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は平成26年9月1日から施行する。

2 この要綱は本計画の策定が完了したときに効力を失う。